

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額について

1. 固定資産税の減額措置の概要

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた場合には、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の1減額するものです。減額の対象となるのは1戸当たり100㎡までです。

なお、都市計画税は減額の対象とはなりません。

※ 賃貸住宅は対象外ですが、所有者自身が居住する部分は対象です。

2. バリアフリー改修の要件

(1) 次のいずれかの方が居住する既存の住宅

A 65歳以上の方

B 要介護・要支援認定を受けている方

C 障害者の方

(2) 平成28年4月1日から令和4年3月31日までに行われた、次のいずれかの改修工事（工事の詳細については裏面参照）で補助金等を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

① 廊下の拡幅

⑤ 手すりの取り付け

② 階段の勾配の緩和

⑥ 床の段差の解消

③ 浴室の改良

⑦ 出入り口の戸の改良

④ 便所の改良

⑧ 床表面の滑り止め化

(3) 新築から10年以上経過した住宅

(4) 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅

(5) 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上の住宅

3. 申告の手続き

減額を受けるためには、申告書と下記の添付書類を工事完了後3か月以内に市役所資産税課まで提出しなければなりません。やむを得ない理由により期限内に提出できなかった場合は、その理由を記入して提出してください。

(添付書類)

A～C共通で提出いただくもの

・ 納税義務者の住民票の写し（申告書に個人番号の記載がある場合は不要）

・ 「改修工事の領収書、明細書、改修箇所の写真」又は「建築士、登録住宅性能評価機関等による証明書類」

・ 補助金等を受けた場合は、それを確認できる書類

A 65歳以上の方

・ 住民票の写し

B 要介護・要支援認定を受けている方

・ 介護保険被保険者証の写し

C 障害者の方

・ 障害者であることを確認できるものの写し

(その他)

マイナンバーの利用開始に伴い、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施するために、①番号確認および②本人確認の書類をご持参ください。（郵送の場合はその写しを同封ください。）

①番号確認書類：「個人番号カード」又は「通知カード」

②本人確認書類：「顔写真付きの公的身分証明書」又は「写真無し公的身分証明書2点」

※番号確認書類は、本人(所有者)の番号確認書類です。

※本人確認書類は、代理人の場合、代理人の本人確認書類です。

※代理人による申告の場合は、委任状（原本）が必要となります。

対象となるバリアフリー工事について

- 1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限ります。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - イ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ウ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - エ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - イ 便器を座便式(洋式)のものに取り替える工事
 - ウ 座便式(洋式)の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含みます。)
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - イ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ウ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

※ ご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

| |
|--|
| 市民文化部 資産税課(家屋) 電話 (0942) 30-9013 (直通) |
|--|